

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 23 年 3 月 30 日 号外 63 号 12 ページ
【法令番号】	平成 23 年 3 月 30 日 政令第 52 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日から施行
【制定の根拠】	労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 112 条第 1 項及び第 113 条
【法令のあらまし】	労働安全衛生法の規定による免許試験の手数料を引き下げる。 （第 6 条関係）
【改正される法令】	労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）